



御浜町告示第 60 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の区域内において字の区域の変更をしたので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

御浜町長 古川 弘



- 1 南牟婁郡御浜町大字志原字川原田に編入する区域
南牟婁郡御浜町大字志原字唐谷口 85、字炭床口 98 の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部
- 2 南牟婁郡御浜町大字志原字水掛に編入する区域
南牟婁郡御浜町大字志原字川原田 94 の一部、95 の一部、96 の 1、97 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、字炭床口 98 の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、並びに 124 に隣接する道路、水路である公有地の全部
- 3 南牟婁郡御浜町大字志原字坊ノ垣内に編入する区域
南牟婁郡御浜町大字志原字西ノ谷口 181 の 3 及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
- 4 南牟婁郡御浜町大字志原字這上りに編入する区域
南牟婁郡御浜町大字志原字前田 424 の 1 の一部、424 の 2、424 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、並びに字這上り 534 の 2 に隣接する字前田の水路である公有地の全部、字大田 530 の 1、531 の 3
- 5 南牟婁郡御浜町大字志原字前田に編入する区域
南牟婁郡御浜町大字志原字柝ノ木 409 の 1 及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部
- 6 南牟婁郡御浜町大字志原字里垣内に編入する区域
南牟婁郡御浜町大字志原字檜木久保 586、587 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部